

▼INDEX▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」～ 秋大職員、住居手当不正受給で懲戒処分 ～ 外 9 件
■【監事監査情報】
・平成２７年度監事監査計画について
■【連載企画】
・サンダーさんのお出ましよ！NEW「購買業務マニュアル改訂の謎に迫る」
■【Audit Cafe】
・「福大って…」

表題写真：七北田ダム湖畔のネモフィラ畑

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」～ 秋大職員、住居手当不正受給で懲戒処分 ～ 外 9 件

・秋大職員、住居手当不正受給で懲戒処分
・北大教授 1,550 万円不正受給　夫の研究で補助金
・大学教員「任期付き」4 割　主要 11 大学、6 年で 4,000 人増
・北海道の 4 国立大学、SaaS 型購買システムを共同運用
・パワハラで停職 1 カ月 岡山大の教授、受けた 4 人は全員退職
・4 つの教育大学が連携して「いじめ防止支援プロジェクト」を立ち上げ
・横浜国大、新入生 1,814 人の個人情報なくす
・東大職員、488 万円不正受給で解雇 無断で時給２倍に
・「楯突いたら懲戒免職だ」こんな言葉がパワハラに　突然、訴えられないための自衛法
・「今度こそ本気です」時短旗振り「厚労省」、霞が関で“ワースト残業省”のジレンマ脱却できるか

【監査ニュース】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/news/news-top.htm

監 事 監 査 情 報

・平成２７年度監事監査計画について

本学における監事監査は、国立大学が法人化されて以降、毎年、「監事監査計画書」を作成して実施しております。

平成２７年度の「監事監査計画書」は、平成２７年４月２２日に総長に提出いたしました。また、平成２７年５月１９日開催予定の部局長連絡会議でも報告する予定です。

監事監査は、本学監事監査規程で定める「本学の業務運営状況、業務執行状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づく適正な執行状況等について監査することにより、本学の業務の適切かつ効率的な運営を確保することを目的とする。」ことによるものです。



今年度の重点事項は、以下のとおり７項目としています。

① 里見ビジョンにおける７つのビジョンの進捗状況について
② 東北大学災害復興新生研究機構における機構コミットメント型プロジェクトの進捗状況について
③ 第２期中期目標及び年度計画の実施状況等について
④ 公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為に対する対応状況について
⑤ 学位プログラム推進機構の設置について
⑥ 内部統制システムの整備状況について
⑦ 監事監査における監事意見への対応状況のフォローアップについて

監査を実施する際には、質問事項を作成してお願いすることとしております。
ご協力をお願いいたします。

【監事監査計画書】の詳細は、コチラ↓**（27 年度の計画書は 5/19 以降にアップします）**

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

連　載　企　画



「サンダーさんのお出ましよ！」は、監査室のスタッフが日頃の監査業務に行き詰まり、悩んでいるところに謎のスタッフ「サンダーさん」が**ネ申**のごとく降臨し、大所高所から「お言葉」を発することであっさり解決してしまう新コーナーです。サンダーさんとは誰なのか？その実力は如何に・・・・。

記念すべき第１回のテーマは**“購買業務マニュアル改訂の謎に迫る”**です。

監査スタッフ０：平成 27 年 3 月 31 日付けで購買業務マニュアルが改訂されて、16 ページに以下の補足が追加されたけど、本学の検収（検査）制度って平成 19 年度に始まって、今まで特に大きな問題はなかったと思うんだよなー。何でこのタイミングで改訂されたんだろう？内部監査でも検査は重要なチェック項目になっているし、これからの監査でどんな点に気を付ければいいのだろう・・・・。うーん、考えてもわかんない！誰か教えて～！！

【補足】教員発注の場合における検査職員の指定

◆ 不正防止の観点から、発注した教員等及び発注した教員等と上下関係を有する同一研究室・研究グループ内の教員等を検査職員に指定することは避けることが望ましいので、「①事務職員」、「②上下関係を有していない研究室等の教員等」の優先順位で検査職員の指定手続きを行って下さい。

ただし、納品地に発注した教員等又は発注した教員等と上下関係を有する同一研究室・研究グループ内の教員等しかおらず、やむを得ず、当該教員等を検査職員に指名する場合には、「③発注した教員等と上下関係を有する同一研究室・研究グループ内の教員等」、「④発注した教員等本人」の優先順位で検査職員の指定手続きを行って下さい。

なお、会計担当係は検査職員に納品物の写真提出を求める等の事後チェックを行って下さい。

※本部事務機構において、検査職員による検収の実施状況について、定期的に抽出し確認します。



サンダーさん：サンダーさんのお出ましよ！
わかりやすく解説するからよ～く聞いてね ★

※以下、サンダーさんによる解説編をお送りします。

本学の検査は、購買業務マニュアルにおいて、以下の手順・方法で実施し、「納品地が遠隔地や別キャンパス等により、当該部局の会計担当係で「検査の記録」の実施が困難な場合は、教員や他部局の事務職員等を検査職員として指定し、「検査の記録」を実施させることができる」とされています。

◆検査の手順・方法

①**検査の記録**：納品された現物が納品書に記載されているものと同じであるかを確認する行為

→原則として事務職員(会計担当係)が確認印(サイン可)を押印し、確認日を記載する。

②**受領の確認**：納品された現物が発注書類に記載されているものと同じであるかを確認し、現物を受領する行為

→購入依頼(教員発注の場合は発注)をした教員等が確認印(サイン可)を押印し、確認日を記載する。

③**検査の確認**：「**検査の記録**」と「**受領の確認**」がなされた納品書と発注書類を照合することにより、発注どおりの納品がなされたかを確認する行為

→会計担当係が実施する。

本学の職員を検査職員として指定する場合、下表の区分に応じ、各部局において検査職員の指定手続きを行うことになりますが、「検査の記録」の手順・方法において、原則として「検査の記録」は事務職員が行うこととされているものの、これまでマニュアルの「検査職員の指定」の項目に役職指定（他部局の事務職員等）と個人指定（教員等）の優先順位は明記されていませんでした。

区分	指定方法	手続きの方法
決裁権限内規で検査の実施者として定められている者を検査職員に指定する場合 （例：他部局の用度係長）	役職指定	「検査職員役職指定簿」により指定
上記以外の職員を検査職員に指定する場合 （例：教員等）	個人指定	「検査職員個人指定簿」により指定

一方、平成 26 年 2 月に文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、ガイドラインという。）が改正され、「第４節 研究費の適正な運営・管理活動」に以下の記述があります。

（機関に実施を要請する事項）
④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。
（実施上の留意事項）
③検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。

ガイドライン上、文部科学省は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況について毎年度一定数調査を実施し、「機関に実施を要請する事項」等について確認することとされており、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備があると判断された場合は、文部科学省により、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限（1年）を示した**管理条件が付される**ほか、競争的資金の配分機関により、**間接経費の削減や競争的資金の配分停止の措置が講じられる**こととなるため、ガイドラインの要請事項は必ず遵守しなければなりません。

もう皆さんお気づきかと思いますが、今回の購買業務マニュアルの改訂は、ガイドラインの要請事項等に対応するために、教員発注において検査職員の指定を行う場合の優先順位を明記したものなのです。優先順位の内訳を見てみると、①事務職員、②上下関係を有していない研究室等の教員等、③発注した教員等と上下関係を有する同一研究室・研究グループ内の教員等、④発注した教員等本人の順になっていますが、発注と検査が同一者により実施される場合、内部牽制機能が働かず、カラ発注（預け金）など研究費不正使用のリスクが高まるため、発注者と検査の実施者を分ける必要があることは、すぐに理解できるかと思います。

では、②と③の違いはどうでしょう。検査職員として指定する場合に、発注した教員等と上下関係を有する同一研究室・研究グループ内の教員等よりも、上下関係を有していない研究室等の教員等の方が望ましいのはなぜでしょうか。例えば、同一研究室内の教授と助教は、一般的には教授の指導・助言のもとで助教の研究が進められており、上下関係にあるものと思われます。この場合において、教授が発注者、助教が検査の実施者（検査職員）になると、教授が業者と結託してカラ発注を行ったとしても、助教は教授に逆らえず、不正を認識していても見過ごす可能性があり、結果的に適正な検査が行われないかもしれません。

このように、**発注と検査は可能な限りそれぞれ別の者が実施し、さらに両者は上下関係など発注・検査業務に一定の影響を及ぼす関係にない者とすることで、不正が生じないよう内部牽制機能を働かせる**ことを文部科学省において想定されているものと思われます。



また、マニュアルに追加された補足の中に、**『検査職員に納品物の写真提出を求めるなど、会計担当係による事後チェックを行うこと』が盛り込まれました。**これは主に、遠隔地に常時駐在する教員等が１名のみ、或いは上下関係を有する同一研究室・研究グループ内の教員等数名のみの場合に、発注

と検査が同一者又は上下関係を有する同一研究室・研究グループ内の教員等により実施されるケースを想定していますが、これ以外にも、遠隔地の会議費や立替払い等のうち、現地で消費する物品や会場借り上げ等について、現地に赴く教員等を検査職員に指定するケースも該当します。これまでの内部監査の中で、当該ケースにおける検査の実施状況を確認したところ、検査職員の指定手続き及び当該検査職員による検査は概ね行われているものの、会議会場の写真や会議の議事録、立替払いで購入した物品等の写真等、履行の事実が確認できる書類が添付されている部局はほとんどありませんでした。検査職員に指定された教員等は、「国立大学法人東北大学会計規程」第 50 条に定める法令遵守等の義務や本学に損害を与えた場合の賠償責任を負うこととなりますが、検査職員の指定手続きを行うだけでなく、もう一歩踏み込んで、**事務において写真等による事後チェックを行うことで、内部牽制機能が強化されるとともに、実在性を担保することができる**のです。

今年度の内部監査（標準会計監査）では、当該マニュアルの改訂を受けて、各部局における検査職員の指定状況が優先順位に即したものとなっているか、また、納品物の写真等による事後確認が行われているかについて確認することも検討していますので、その際はご協力の程よろしくお願いいたします。

監査スタッフ０：なるほど、よ～くわかりました！
サンダーさん、ありがとう！！



（ガイドラインの詳細は、こちら↓）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「福大って…」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

監査室への異動が決まったとき、周りの方々から、「おうでぃっとめーるを楽しみにしているね」との声を多くいただきました。ある同期の友人には、「“○○な S 山の監査講座”をお届けするよ」と冗談を言っていたのですが、正直、文章を書くのはあまり得意ではありません。しかも、室長から当初頂戴したお題は何とも書くのが難しく、「これは監査室での最初の試練になるな…」と思っていました。



なお、優しい監査室のみなさんがお題の変更をお許しくださったので、当初のお題の一部分を抜き出したタイトルにしました。「福大って…」の後にどんな言葉が続いていたのか。それは秘密です。

「福大」は大学の略称でよく使われているのですが、みなさんはどこの大学を思い浮かべるでしょうか？Wikipedia によると、福島大学、福井大学、福山大学、福岡大学、あとは福祉大学全般の略称として、「福大」が使われているそうです。

わたしにとっての「福大」は、福島大学です。福島大学は、福島県福島市金谷川という地に所在しており、わたしの出身地・会津若松市も同じ福島県にあります。



福島県は、「会津」「中通り」「浜通り」の３つの地方に区分されていて、福島大学は中通り地方、わたしの出身地は会津地方に属します。

この三地方について、ある話がまことしやかに囁かれているのを聞いたことがあります。それは、「福島県の３つの地方はお互いにライバル心を持っているが、それはお国にとっては都合のいいことで、もし福島県が一致団結してしまえば、国をも転覆させてしまう強大な力を持っている」というものです。「強大な力」が本当かどうかはわかりませんが、「３つの地方がお互いにライバル心を持っている」

というのはあながち間違いではありません。例えば、わたしの出身地の会津は過疎化が進み市民の娯楽施設も減る一方のため、新幹線が通っていて駅ビルもある中通りの中心都市・福島市&郡山市に対し少なからずコンプレックスがありますが、「でも歴史と観光は会津には勝てないでしょ」と張り合おうとする気持ちがあったりします。



いつか福島県全体で一致団結し、強大な力とやらを本当に持っているのか試してみたいと思うのですが、何となく、今の三地方のライバル関係を楽しんでいたりもします。

さて、話は変わりますが、室長から Audit Café のお題をいただいたのは、異動初日のことでした。そしてお題とともに、私のニックネームまでいただきました。

元プロレスラーのリングネームということでしたので、一体何者なんだと思い web 検索したところ、恐ろしい顔をした男がヒットしました。室長の目には、わたしの姿はこんな恐ろしい男のように映っているのでしょうか。もう少し可愛げのあるあだ名をつけていただけるよう、いろいろと頑張りたいです。

監査室の皆様、そして、監査でお会いすることになるかもしれない各部局の皆様、これからどうぞよろしくお願いいたします。

雷

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）
０２２－２１７－５６８０，４８８０（平野、荒澤、菊地、杉山、大野）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@bureau.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します